

1. 履修登録

○履修登録の仕方の理解に関する困難

入学後に発達障害のある学生が最初につまずく可能性の高い場面として、授業の履修登録が挙げられます。大学では自分が履修する授業を自ら決定して登録していくこととなりますが、その際には必修科目、選択科目、選択必修科目別に単位数の上限を考えながら受講する授業を選択していくという作業を行わなければなりません。発達障害のある学生の中には、こうした規則をうまく理解できないまま履修登録を行なってしまい、後になって必修単位の不足などの問題が生じる場合があります。例えば、自分の専攻に関係のない専門の科目ばかりを履修してしまう、単位数の上限を超えて履修してしまう、講義（2単位）と実習（1単位）の単位数の違いがわからず誤った計算をしてしまうといった困難を示す場合があります。特に、必修科目と選択科目の違いが理解できず、単位数は満たしているのに卒業・進級要件を満たせないといった問題も見受けられます。さらに、発達障害のある学生の履修登録上の特徴として、空き時間を作らずに授業時間割をきっちりと埋めてしまうという傾向があります。このような無理な時間割を組んでしまうと、授業が始まるとすぐに気力・体力とも限界に達してしまい、結果的に授業に出られなくなってしまう場合があります。

また、これは学部・専攻の選択や就労においても見られる問題ですが、発達障害のある学生の中には、自分自身が抱えている困難さや苦手さを克服しようとして、あえて自分の苦手とする内容の授業を選ぼうとする場合があります。例えば、人前に出るのが苦手なのにプレゼンの多い授業を選んだり、コミュニケーションが苦手なのにディスカッションの多い授業を選ぶなどがそれに該当します。こうした授業選択をした学生の多くは、授業開始後に極めて高いストレスにさらされることになり、その結果、当該の授業を落としてしまうだけでなく、他の授業にも悪影響が出てしまい大学生活全体が困難なものとなってしまふことがあります。さらに、こうした失敗経験がますます本人の自尊心を傷つけ、追い込むことにもなってしまいます。

○履修登録時の支援例

しかしながら、入学時点で本人に発達障害があることがわかっている場合には、事前に対策をとることでこうした問題を防ぐことができます。例えば、履修登録では、必修科目などの優先度の高い授業を割り当ててから、次に本人の興味関心や意向を確認しつつ、選択必修科目や選択科目を順次割り当てていくといった対応が考えられます。さらに科目の性質上、前期の単位を履修しておくことが後期の受講要件となっているような授業については、履修時期も考慮に入れていかななくてはなりません。また、授業時間割をきっちりと埋めてしまうような学生に対しては、余裕をもった時間割を組むようにアドバイスをするなどの対応が必要となるでしょう。中には生活リズムが崩れやすく1時間目からの授業を受けることが難しい学生もいます。そうした場合には、2時間目や午後から始まる授業を中心に時間割を組むようにアドバイスをすることも有効でしょう。さらに、自分が苦手とする分野をあえて選ぼうとする学生に対しては、その気持ちを十分にくみ取りながらも、困難さや苦手さに立ち向かって克服しようとするのではなく、そうした状況を回避して自分が得意とする分野や他の学生と同等にできるような分野を選んで自分自身が成功体験を抱けるような方向に導いていく対応が求められます。

ある大学では、障害学生を支援する担当職員やピア・サポーターが本人と面接し、履修登録について本人の希望と必修科目とのバランスをとりながら、適切な履修登録が行われるように支援しています。また、別の大学では本人だけでなく保護者にも履修登録について説明を行ない、自宅では保護者と一緒に作業を進めてもらうようにしています。もちろん、この場合にも履修登録をする直前に、職員やピア・サポーターといった履修登録に詳しい担当者がチェックを行なう必要はあるでしょう。

このうち、ピア・サポーターによる支援については、教職員からは聞くことができない「学生の声」を伝えることができる、という利点が挙げられます。教員も人間である以上、学生の方も相性が合いにくいと感じる場合もあるかもしれません。そのため、発達障害のある学生の方も、ピア・サポーターからそれぞれの担当教員の「人となり」や「授業の雰囲気」を聞くことで、授業を選択する際の参考とすることができます。例えば、ASDのある学生の中には、授業中の学生の私語を苦痛に感じている学生もいます。そうした学生の場合には、厳しく私語を注意してくれる教員の授業の方が向いているかもしれません。逆に、不安を感じやすい学生の場合には、それほど緊張感の低い授業を選択した方が良いかもしれません。こうした判断を行なうためにも、ピア・サポーターからいろいろな話を聞いて参考にすることは大切なことといえます。ただし、こうした情報を提供するためにはピア・サポーター自身が支援対象となる発達障害のある学生と同じ学部・専攻の先輩である必要がありますので、大学側も広くピア・サポーターを募集する必要があります。

なお、ピア・サポーターに対しては、シラバスやカリキュラムに関して誤った教務情報を発達障害のある学生に伝えることがないように、十分な事前指導を行なっておく必要があります。そのためには、発達障害のある学生の支援を行なう部署と教務関係の部署が密接に連携しておかなくてはなりません。

○シラバスへの具体的な記載

履修登録においては、授業目標や授業内容だけでなく、どのような形式で授業を行ない（授業形態）、どのように成績評価を行なうのか（評価基準・評価方法）も大きな判断材料となってきます。発達障害のある学生の中にはグループ討議やプレゼン等の演習形式の授業を苦手とする学生がいるので、そうした学生にとっては必修以外の授業では可能な限り演習形式の授業を回避した方が良い場合もあります。しかしながら、シラバスに書かれている授業形式の記述が不明確な場合、履修登録の段階で学生の方が情報不足から判断に困ることも予想されます。こうした問題を回避するためにも、教員側はシラバスの記載内容について、授業形式や評価方法・評価基準を可能な限り具体的に記述しておく必要があります。特に書字に困難のある学生の場合、試験のみで評価される授業は十分に実力を発揮できない可能性もあります。そのような場合には、レポートで評価をするような授業を選択するという方法もあるでしょう。そうした選択を可能とするためにも、教員側がシラバスの記載内容を具体化・明確化していくことが望まれます。

○継続的な確認、ピア・サポート等のシステム作り

なお、履修登録は入学時だけでなく、入学後も学年・学期・セメスターごとに継続して支援していかなければなりません。支援する側も、一度でも履修登録がうまくいくと「もう大丈夫だろう」とか「同じようにやってくれるだろう」と考えて、支援の質や量が低下してしまう場合があります。こうした問題を回避するためにも、支援担当の教職員は継続的に本人と面談し、不都合が生じていないか確認する必要があります。もちろん、本人が一人でできる内容を確認しつつ、支援内容を減らして本人の自立を促していくことも教育的に大切なことです。しかしながら、あまりに性急に支援内容を削

減しすぎないように注意しなければなりません。

大学によっては授業に履修制限があるために、本人の希望する授業が履修できないという問題が生じることがあります。海外では障害学生に対して優先的に履修登録を認めるという制度があるようです。日本においても今後検討すべき課題といえるでしょう。

また、発達障害のある学生の中には友人ができにくい者もいるので、ピア・サポーターが演習（ゼミ）選択や2年、3年次以降配当の授業選択においても積極的に情報提供を行なうなどの支援を継続していくことが望めます。なお、ピア・サポーター制度については、ピア・サポーター自身が過度な負担を背負いすぎている、心理的重圧を感じていないか、担当する教職員が定期的に面談をしたり、ピア・サポーターからの相談を随時受け付ける体制を整えておくなどの対応が求められます。こうした問題を予防し、ピア・サポーターが安心して活動を続けられるためにも、ピア・サポーターを対象とした定期的な研修会の実施は必要不可欠なものといえます。

○履修登録支援のポイント

- ・入学時点で発達障害のある学生を大学側が把握している場合には、事前に本人や家族と面談し、履修登録方法について説明する。
- ・余裕のある時間割を作るようアドバイスをする。
- ・時間割については必修科目のような優先度の高い授業から先に割り当てていき、その後本人の意向を確認しながら選択必修科目、選択科目と割り当てていく。
- ・苦手さを克服するのではなく、本人の能力が発揮しやすい内容の授業を履修するようにアドバイスをする。
- ・シラバスの記載内容（講義・演習形式、評価方法、等）を具体的に書く。
- ・入学時だけでなく、入学後も履修登録ごとに必要な支援を行なう。
- ・履修登録について支援担当教職員やピア・サポーターが適宜支援を行ない、登録内容に誤りがないか確認する。
- ・授業の雰囲気や教員の人柄を知っているピア・サポーターを担当に選ぶ。
- ・担当するピア・サポーターに対してもサポート体制を事前に構築しておく。

Ⅱ. 学習支援

2. 授業（講義・演習）

発達障害のある学生が授業場面で感じる困難と必要な支援は、授業の形態によって大きく異なります。どこまで、学生の要望に応えられるかは、根拠資料のレベルによっても異なります。合理的配慮として、授業担当者がやり方や単位認定の方法においてなんらかの変更・調整を行わなければならないのであれば、根拠資料が必要になります。ただし、変更するのは授業や単位認定の「やり方」の部分であり、その授業で学習目標として設定されている「学ばべきもの」を変えることはできません。なお、授業担当者に負担とならないような支援、他の学習者に大きな影響を及ぼさないような支援は、根拠資料の有無にかかわらず、学生の要望に応じて柔軟に提供することができます。

○講義形式の授業における困難と支援

1) 情報を取り入れること

主に講義形式の授業では教科書や資料を読んで理解したり、話を聞いて理解したりと、情報を取り入れることが重要です。情報をうまく取り入れることができない理由には様々な場合があります。

①文字から情報を読み取ることに困難が大きい場合

文書を音声化する技術の利用が有効です。文書が電子化されれば読み上げソフトが使えます。図書館にある紙媒体の文献資料の場合は対応が難しいですが、論文等であればPDFファイル化されたものを利用することが可能です。音声化するソフトウェア（アプリ）は、無料のものもありますので、支援者が利用法を紹介します。また、インターネットで情報を集めることも多いでしょうから、ウェブページを音声化する機能なども紹介すると良いでしょう。（「2. 視覚障害」P. 47参照）

②聞いて理解することが難しい場合、ノートを取ることが難しい場合

教員の話に注意を向け続けることが困難であるとか、なかなか記憶に残りにくいといった理由が考えられます。また、聞いて理解することができても、聞く作業とノートを取る作業の二つを同時にこなすことが困難な場合があります。このような場合、ノートを取ろうとすると話の内容についていけなくなる可能性が高くなりますので、できるだけ聞いて理解することを優先すべきです。授業担当者が、講義内容についてできるだけ詳しい配付資料を準備すると、話を聞いて理解できるように集中できるようになります。資料を配付すると発達障害のある学生だけでなく、すべての学生にとって学びやすい授業になるでしょう。

授業を録音し、あとで聞き逃した部分を確認できるようにするのも有効です。録音機器の使用は特別な理由がない限りできるだけ許可するようにしてください。また、メモした内容と、メモをしていたときに聞こえていた音声を関連付けられる機能がついたスマートペンもあります。こういった支援技術の利用は、ある程度使い方に慣れないと、効果的な学習につながらないこともあるので、支援担当者は機能の紹介だけでなく、実際に授業でうまく使えているかどうかについて、継続的に相談に乗るようにします。大学としてノートテイクのサービスを提供する制度があれば、その利用を認めてもよいでしょうが、その際はノートテイクの支援が必要となる根拠資料が必要となります。デジタルカメラ等で、板書事項を撮影することを認めることが有効な場合もあります。

2) 受講ルールの確認

講義形式の授業であっても、一般的な暗黙のルールがわかりにくいためにトラブルが生じる場合が

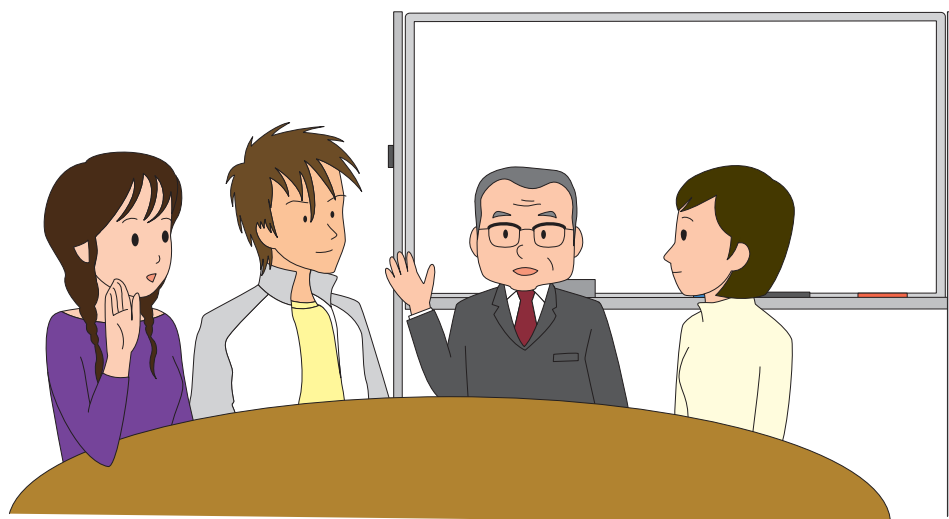
あります。例えば、一人の学生が個人の関心や疑問について多くの質問を繰り返したら、授業担当教員が予定したとおりに授業が進まなくなるでしょう。活発な議論や意見表明が推奨される場面もありますが、教員が情報伝達を中心に行なわなければならない部分もあります。授業の進行が著しく制限されたり、他の受講生の学習に支障が出たりするような状況であれば、質問の時間や回数に制限を設けることを、直接的に伝えることも必要になります。

○演習形式の授業における困難と支援

演習形式の授業は、コミュニケーションが苦手な学生にとって力を発揮しにくい授業形態です。資料をまとめて発表することはできても、自分の考えを述べたり、質問に答えたりといった部分がうまくいかない場合もあります。

発達障害のある学生の場合、「あなたはどう思いますか」といった漠然とした質問だと答えにくいことがあります。「AとBではどちらが良いと思いますか?」「Aの方がBより優れている理由を挙げてください」といった、より具体的な形に質問を置き換えると答えやすくなります。また、議論の流れを無視して自分の関心のあることだけを質問したり、他の受講者が不愉快に感じるような質問をしたりといった傾向がある場合には、議論のルールを定め、それを明確に伝えることが必要です。

外国語の授業で、実際に授業内で会話をすることが必須となっている場合、それがうまくいかない場合もあります。演習で学生がやるべき活動を具体的に指示して、活動に参加しやすくする工夫が必要です。また、eラーニングのように自分のペースで学習を進められる選択肢がある場合には、そちらを選ぶことを勧めるとよいでしょう。



Ⅱ. 学習支援

3. 授業（実験・実習）

○実験の授業における困難と支援

実験の授業では実験器具や装置の使い方、手順がうまく伝わらないと事故につながることもあります。説明資料に図を多く取り入れるなど、わかりやすくする工夫に加え、実際の作業を開始する前に、注意事項が理解できているかをチェックリスト形式で確認するとよいでしょう。実際の作業では、グループのメンバーに協力を要請し、失敗が起きないように注意を払ってもらいます。こういった協力の要請は、学生自らが行なえるよう指導します。ティーチングアシスタント（TA）を使える環境があれば、事前にTAに注意すべき点を伝え、必要に応じて補助してもらうようにできれば、より安心です。

○学外実習における困難と支援

専攻によっては、学外機関での実習が卒業要件となっている場合もあるでしょう。学生にとっては、慣れない環境でどう振る舞うべきかわからないという場面に直面することになります。実習に先立ち、実習場面でやるべきこと、やってはいけないことを他の学生以上に詳しく伝えておきます。重要事項は文書にまとめて渡すとよいでしょう。

実習機関の受け入れ担当者も、学生のことを理解していないと対応に戸惑うことになります。学生の得意不得意の特徴や、想定される失敗や困難などをまとめ、どのような点に配慮すればうまくいく可能性が高まるのかを文書化して事前に伝えます。また、事前に実習担当または支援担当の教職員が学生と一緒に実習先を訪問しておくことはトラブルの予防に有効です。

実習の種類や、学生の機能障害の状態によっては、実習機関利用者（病院であれば患者、学校であれば子どもなど）への影響も考慮しなければならない場合もあります。実習受け入れ機関とも相談しながら、どのような準備をすれば実習が可能になるか、慎重に検討する必要があるでしょう。

○どこまで情報を開示するか学生と相談する

演習や実験について前述したような対応を行なう場合、特別な補助が必要となる場合があることを、他の受講生にも伝えなければなりません。障害に関する情報をどこまで（どの範囲の情報を、どの範囲のスタッフ、学生まで）伝えるかの判断は重要な意思決定になります。学生の意向を尊重しながら、どこまで情報を開示すれば、どこまでの支援が得られるのか、支援なしでやっていける可能性はどの程度あるのかについて、支援者と学生で話し合う必要があります。この過程は、学生にとっても自分の力でどの程度できるのか、どのように支援を求めていくべきかを理解するためのステップとなります。

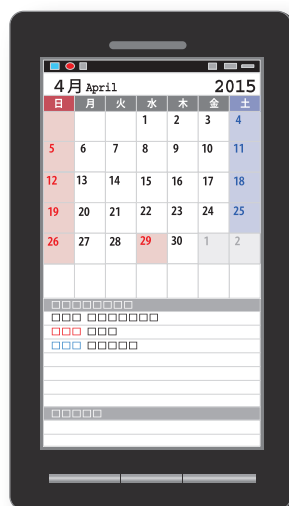
○時間管理スキルの指導

あらゆるタイプの授業において、遅刻をしない、課題の提出期限を守るといったことは重要です。単位取得がうまくいかない理由として、遅刻や課題遂行の困難といった問題が見られる場合には、時間管理スキルの指導が必要です。

ビジネス手帳などを活用しながら「やることリスト」を作成し、1週間単位のスケジュール管理が

できるように指導します。手帳にメモしても、手帳を見ることを忘れることもあります。計画どおりに行動できるように、携帯電話（スマートフォン）のスケジュール管理機能やアラーム機能を利用するよう指導するとよいでしょう。

時間管理スキルは単位を取るためだけではなく、大学卒業後、社会人となっても重要なスキルとなります。学生のために支援者が計画を立ててあげるということではなく、どのようにしたら現実的な計画が立てられるのか、どのようにしたら立てた計画を遂行できるのか、という点を学生本人と一緒に考えながら指導していくことが重要です。



○授業における支援のポイント

- ・ 授業の「やり方」は変更できるが、学ぶべきものは変更できない。
- ・ 障害名ではなく、その学生の苦手なこと、得意なことに応じた支援を考える。
- ・ 支援技術の利用を指導する。
- ・ コミュニケーションに関連する困難が大きい場合、周囲に説明し理解を求める。
- ・ 支援のために情報を開示するかどうかは学生の同意に基づいて行なう。
- ・ 場面に応じて、具体的にどう振る舞うべきかという点を指導する。
- ・ 学生自身が自分の得意不得意を説明し、必要な支援を要請できるようになるよう支援する。

Ⅱ. 学習支援

4. 成績評価における配慮

配慮要請があれば、評価方法の変更や調整を検討しますが、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準を下げるなどの対応は行なわないのが基本です。

評価において公平性は重要なポイントですが、障害のある学生にとって、他の学生と同じ条件で評価することが公平とはいえない場合があることに留意する必要があります。例えば、極端な不器用さがある学生の場合、マークシートで小さな円を塗りつぶすことに他の学生の倍以上の時間がかかるとしたら、この学生は試験の解答にあたり、他の学生と同じだけの「考える時間」が与えられていないこととなります。このような場合は、試験時間を延長したり、チェック形式の解答を許可したりすることで、初めて他の学生と公平な条件での受験が可能になります。このように、学生の機能障害の状態を踏まえ、その学生における公平な評価のあり方について、個別に検討することが必要になります。評価方法の変更・調整においては、根拠資料を求めることが基本になります。

○試験における配慮

成績評価においては、試験であれば入学試験と同様の配慮を考えます。センター試験で認められる対応は、大学における試験でも同様に考慮されるべきであると考えます。「読むこと」や「書くこと」に困難がある場合の試験時間の延長に加え、パソコン筆記を認める、口述試験にする、レポートにするといった方法があります。文章を読むことが必要な場合、文章の印刷の仕方（文字の大きさや行間）を工夫するだけでも、読みやすくなる場合があります。試験時間や方法に特別な配慮が必要な場合、集中力の問題がある場合、試験中の行動が他の受講生に影響を与える場合（例えば試験問題を音読しなければならない場合）などに、別室受験が必要になることもあります。

これらを実施する場合には他の学生との公平性も考慮に入れなければなりません。どのような配慮が妥当かは、診断名だけで決まるものではありません。能力特性の検査結果等を踏まえて、それらの配慮が妥当なものであるかどうか、医師、心理士など、専門家の助言を受けると良いでしょう。

○レポート評価での配慮

決められた範囲の情報を理解し記憶することに長けていても、自分で資料を収集し、まとまった量の文章を書くことが期待されるレポートが苦手な学生もいます。情報を整理し、他者に理解しやすいように文章化する作業は、高校時代にはあまり経験していない場合が多いでしょう。また、レポートを作成する能力はあっても、計画的にものごとを進めるのが苦手なために提出期限に間に合わないケースもあります。

レポート課題では、どのような内容が期待され、どのような点が評価されるかを、できるだけ具体的に伝えるようにしてください。「レポートの書き方」のようなアカデミックスキルは、大学として初年次教育の一環で指導したり、学習支援の部署がワークショップや個別指導を実施したりすると良いでしょう。

○評価方法の公開

各授業でどのような評価を行なうかは、授業選択の上での判断材料にもなります。評価方法、評価基準をシラバスにできるだけ詳しく記述すると良いでしょう。これは、障害の有無にかかわらず、すべての学生にとって学習の指針になります。

○評価における留意点

成績評価においては、その授業で設定されている「学ぶべきもの」を学生が修得したかどうか 중요합니다。決められた評価方法では、障害があることによって学んだことがうまく評価者に伝わらないというのであれば、評価者の側が歩み寄ることも必要です。文字を書くことに困難さがある場合、長文を限られた時間に書く形式の試験では、理解度や考え方の評価ではなく、書字能力の評価のようになってしまいます。これはその学生の能力の正当な評価とはいえません。公平さに配慮しながら、いかにその学生の学習成果を評価するか、授業担当者が本人や医師、心理士等と相談しながら最適な方法を見つけていくようにしてください。

成績評価は公平性が重視されることから、合理的配慮の妥当性の判断は、授業担当者個人の判断ではなく、規定に則って組織的に行なわれるようにします。また、別室受験等が必要な場合、授業担当教員だけでは対応できません。障害学生支援部署が教務系の部署とも連絡を取りながら、試験室や監督者のアレンジを行なうような体制の整備が必要になります。



○成績評価の配慮におけるポイント

- ・ 障害名による対応ではなく、その学生の苦手なこと、得意なことに応じた配慮を行なう。
- ・ 成績評価の変更・調整は、根拠資料に基づいて行なうことが基本。
- ・ 評価方法に関してできるだけ詳しい情報を公開する。
- ・ 合理的配慮の内容は授業担当者、本人、専門家で協議し、妥当性の判断については組織的判断を行なう。

Ⅲ. 学生生活支援

学生生活の支援

○学生の理解の視点

発達障害のある学生は、自分自身が感じている困難や思ったようにうまくいかない思い（自己不安全感）、戸惑いなどを適切に論理立てて他の人に説明することが苦手なことが多く、そのために不適切な行動をとったり、周囲とトラブルを起こしてしまうことがあります。このような場合、まず、支援担当者は、本人がなんらかの困難さや不安全感を抱いているのかもしれないという視点を持つことが大切です。どうしても周囲はそうした不適切な行動を示す学生を問題のある学生として捉えがちですが、そうした不適切な行動を示す学生自身が困難を抱えており、不安全感や戸惑いを抱えていると捉え直すことが必要です。

また本人に希望する支援内容を尋ねてみても、本人自身がどのような支援を望んでいるのかうまく説明できないかもしれません。この場合、短期的には周囲の関係者から情報を収集し、本人の困難さやストレスの原因を推定して、適切な環境調整を図る必要があります。一方で、その困難さやストレスが今後も生じることが予想されるような内容であれば、本人の同意のもとに、他者に支援を要請するためのスキル（支援要請スキル）を指導していくことも長期的に必要な支援といえます。

ただし、ここで問題となるのは、本人が自分自身の障害を理解していない場合や、障害を認めることに抵抗があるような場合です。こうした場合、無理に障害名や診断名を本人に告げて理解させようとするよりも、具体的に現在生じている問題や本人が感じている困難や不安全感を取り上げて、それを解決するための方策を「一緒に考えていこう」というスタンスを取ることの方が有効だといえます。無理に本人に障害を納得させようとしても、かえって反発したり、支援担当者との関係が悪化してしまう危険性があります。むしろ具体的に現在生じている問題とその解決策と一緒に考えていく作業を続けていくことで、徐々に自己理解を促進させていく指導が可能になると考えられます。

○対人関係の困難さの理解と支援例

学生生活で発達障害のある学生が感じる困難さの一つに対人関係の困難さが挙げられます。例えば友人ができにくく、休み時間や食事時に一緒に過ごす仲間がいないために、学内に居場所がないと感じてしまうといったことが考えられます。またコミュニケーションの不適切さから会話相手の気分を害してしまい、周囲から孤立してしまうという問題もあります。このコミュニケーションの不適切さは実習や演習、あるいは課外活動といったグループ活動でもトラブルの原因となり、本人のストレス源となることがあります。本人は悪気がある訳ではないので、何故自分が孤立してしまったのか理解できないかもしれません。しかし、周囲は本人に問題の原因があると考えてしまうため、本人を理解しようとする者が現れず、本人はますます周囲から孤立してしまうかもしれません。

こうした問題に対しては、一つの支援策として、本人の障害を周囲に公表し理解を求めるという方法が考えられます。当然、この方法は本人の同意が必要不可欠であるため、周囲が勝手に行なうことは許されません。本人が同意しない場合には、絶対に行なってはいけません。また、公表したとしても本当に周囲から理解が得られるかは全くの未知数です。場合によっては、ますます本人が孤立してしまうかもしれません。公表に際しては、本人の同意はもとより周囲の雰囲気や本人の障害を受け入れてくれそうなものかを慎重に見極める必要があります。

一方、本人の孤立感を低減させるためには本人のことをよく理解してくれる者が大学内にいることが重要となります。例えば障害学生支援の教職員の他、学生相談等のカウンセラーなどによる心理カウンセリングなども有効でしょう。また、本人が気持ちを落ち着け、安心して空き時間を過ごすことができるように、学内に休憩室等の居場所を提供することも有効な支援だといえます。

○予防的対応の重要性

発達障害のある学生への支援に必要なのは「問題があったら対応する」というスタンスではなく、「問題が起きていないか確認する」という予防的スタンスだといえます。そのためには定期的に面接を行ない、本人に問題が生じていないかを常に確認する必要があります。問題が深刻化してしまうと本人が大学に出てこなくなってしまうたり、自宅や下宿に引きこもってしまうかもしれません。このような状態になると、本人と連絡を取るのが非常に困難になります。そうした事態を避けるためにも、なるべく早期に問題の芽を摘むようにしておくことが大切です。定期的に本人との面談を継続し続けることで、例えばカルト宗教や詐欺の被害にあっていないかを確認したり、一人暮らしをしている学生であれば、ゴミ出し等で近隣とトラブルが生じていないか、あるいは食事や健康管理等が適切に行なわれているかを確認することができます。

○通学等への支援

通学に際して、電車に乗ることができないと訴えてくる発達障害のある学生がいます。こうした訴えに対しては、身体障害の学生と同様、自動車通学の許可や、専用駐車場の確保といった支援が考えられるでしょう。この点に関しては、大学の実状に応じて支援策を検討していく必要があります。

○学生生活上の支援における留意点

障害学生支援担当の教職員や学生相談等のカウンセラーといった学内の専門家以外にも、ゼミの指導教員や授業担当教員、あるいは所属学部の事務職員が、直接的に本人と関わる者として必要に応じて本人との面談を進めていくことになります。ただし、こうした発達障害の専門的知識を有しない教職員が本人と関わる際には、一人で問題を抱え込まないように注意しなければなりません。もちろん、他の教職員に丸投げをすることも避けなければなりません。担当の教職員一人での対応が困難な場合には、学内の専門家に直ちに相談して対応策を検討すべきで、場合によっては学生をそうした学内の専門家に紹介して並行して支援を行なっていくということも大切です。特に発達障害のある学生の中には、学内の相談機関の存在を知らない、あるいは相談の仕方がわからない学生もいるので、情報提供は重要な支援になります。

また、学生生活上の支援における課題の一つとして、どこまでを大学が支援すべきかという問題があります。発達障害に関わる問題をすべて大学が対応するのは事実上不可能です。修学支援という観点からも逸脱しているかもしれません。従って、ゼミや実習といった授業等の正課活動において人間関係や学生生活といった面で問題や困難が生じている場合には、修学に関連する問題として大学が支援について責任をもって行なうこととし、一方、自宅や大学以外での日常生活における問題については、学外の専門家や発達障害者支援センターなどの外部専門機関を紹介するといった対応を取ることとも考えられます。

しかしながら、生活支援を「周囲とのコミュニケーションにトラブルが生じることへの支援」という観点から見れば、就労支援とも関連する部分もあり、一概に外部機関に委託することが正しいか意

見が分かれるところでもあります。むしろ、支援を担当するのは学内か学外かと二分法で考えるよりも、お互いの相談機関が連携をとりつつ支援を進めていく形を考えた方が、より建設的だといえます。

なお、部活動やサークルといった正課外活動については、あくまでも学生の自主活動であるという観点から、大学が責任をもって障害のある学生への支援を行なうということに対して様々な意見があり、現在検討が進められています。ただし、部やサークルといった学生団体が障害を理由に入会を拒否するようなことはあってはならず、そうした問題が生じた場合には、大学側は学生部等が中心となって、学生団体側を指導する必要があります。むしろ大学側は本人や学生団体と相談しながら、どのような活動や支援が可能なのかを一緒に考えていくことが求められます。

○保護者との連携

発達障害のある学生を支援する上で欠かせないものの一つに保護者（家庭）との連携があります。入学が決まった段階から事前に本人の特性やそれまでに受けてきた支援内容に関する情報を入手しておくことによって、大学生活において予想される困難さを回避・克服する手だてを考えることもでき、授業が始まってからの本人の様子について保護者から聞き取りを行なうことで、支援がうまくいっているのか確認することができます。また的確な支援を行なうことによって、保護者とも信頼関係を構築していくことができます。もちろん、一度信頼関係を構築したとしても、継続的に連絡や情報交換などをしていかなければ、その関係を維持し続けることはできません。大学側が納得して行なっている支援でも、保護者の側に説明が行われていなければ、誤解や不信感を抱かせてしまう恐れがあります。そのためにも、継続的かつ定期的な連絡と情報交換は非常に大切なことと言えます。

もう一つ、保護者との連携で必要なこととして、自らが所属する大学の合理的配慮の枠組みについて説明し、理解を得ておくことが挙げられます。高校までに特別支援教育の枠組みで支援を受けてきた学生や保護者は、同様な支援の継続を求めてくることもあるかもしれません。しかしながら、大学における支援は特別支援教育の枠組みで行なわれるものではなく、合理的配慮の枠組みで行なわれるものです。従って、あくまでも支援は他の学生と同じやり方ではその学生の学ぶ権利が保障されないと思われる点について実施されるものであると理解してもらう必要があります。この点について保護者には丁寧な説明を行なわなければならないといえるでしょう。

○学生生活における支援のポイント

- ・本人が不適切な行動を示す場合には、本人自身が困難さを感じているのだと周囲が理解する。
- ・本人がうまく自分の状況を説明できない場合もあるので、周囲から情報を収集するなどして、適切な環境調整を図る。
- ・継続的な面談を通じて、日常生活でなんらかの問題が生じていないかを確認する。
- ・周囲への本人の障害の公表は、本人の同意を確認すると同時に、その影響も含めて慎重に検討する。
- ・学内に空き時間を過ごすための本人の居場所を提供する。
- ・学内の教職員は問題を一人で抱え込まないようにし、必要に応じて学内の専門家と連携をとりながら支援を進めていく。
- ・生活支援については就労に結びつく部分もあるため、外部専門機関との連携をとりつつ進めていく。
- ・正課外活動に対する支援については、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会の第一次まとめ」においても今後の検討課題とされている。しかしながら、どのような活動や支援が可能なのか、できる限り一緒に考えていく。
- ・保護者との連携では合理的配慮の枠組みを説明し理解してもらう。

就職への支援

○学生が示す困難の例

発達障害のある学生が就職活動時に示す困難の例として、「自分がどのような職業に就きたいかはっきりしない」「自分の適性がわからず、現実的でない職業を希望する」「就職に対する意欲はあっても何度も面接試験で失敗するため、落ち込んでしまいやる気をなくしてしまう」「就職活動の手順がわからない」「履歴書が書けない」などがあります。

○就職に向けた支援の例

大学での支援の例としては、履歴書、願書の作成の仕方を教えたり、面接の事前練習を通常よりも丁寧に何度も行なったりすることなどがあります。障害について自己認識がある場合には、学内の図書館やパソコン関連の外注業者など学内で実施するインターンシップを提供したり、特例子会社（障害のある人を採用している子会社であるが、一定の要件を満たして親会社に雇用されているとみなされ、親会社の実雇用率として算定できるようになっている会社）におけるインターンシップの機会を提供したりする例もあります。このようなインターンシップの機会に加えて経験したことを振り返る機会をもつことは、本人が働くということを意識したり、自分の向き不向きを判断したりすることができる重要な機会となります。

その他にも大学在学中のアルバイト経験を、社会に出る前の準備として活用することがあります。ただし、学生によっては接客が苦手であったり、手順が複雑な作業やいくつもの作業を同時にこなすことが要求される職種が苦手なこともあり、どのような仕事を通して働くことを体験するのかいうことを考慮して、学生の特性を考えたアルバイトの内容を選ぶことが必要となります。アルバイトを続けること、トラブルがあった場合やアルバイトを通して気づいたことなどを一緒に整理しながら、自分に合った職業を考えるような相談も必要になるでしょう。

対人関係であまりトラブルを起こすことがない場合には、家庭教師や塾の講師のアルバイトをすることによって、自分と同じような特性をもつ子どもたちを担当し、子どもたちにわかりやすい教え方を考える過程で自分自身の特性に気づき、前向きになる例もあります。重要なことは、自分の特性を理解し、それを受け入れ、特性に合った職業選択を行なうことができるように支援することです。



○障害者手帳の取得

本人や家族が障害として認識している場合や、相談の過程で障害について自身が理解した場合には、「職業リハビリテーション」の活用や、障害者手帳を取得することで就職につながった例もあります。発達障害のある学生が取得することができる障害者手帳は、現在のところ「療育手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」の2種類あります。大学在学もしくは卒業ということから考えると「精神障害者保健福祉手帳」を取得する例が比較的多いと考えられます。このような手帳を取得することにより、一般枠での就職だけでなく、障害者枠での就職が可能となります。「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、一般の民間企業で2.0%、特殊法人や国・地方の公共団体では2.3%の障害者雇用率達成義務（身体障害、知的障害については雇用義務。精神障害の場合は、義務ではないが、身体障害、知的障害を雇用したものとみなされる）が課されています。また、障害者手帳を取得することによって、特例子会社に採用された事例もあります。

しかしながら、本人や家族が発達障害として認識していない場合には、本人や家族の思いや葛藤を受け止め、相談に応じながら長期的なスパンでの自立を考え、支援を行なうことが必要となる場合もあります。通常大学では、就職課やキャリア・サポートセンターなどの部署で、大学生が職業を選択するための相談を行ないますが、必要に応じて医療機関や発達障害者支援センターなどの外部の専門機関と連携できる体制や、大学の中の特別支援教育や障害者福祉を専門とする教員、学生相談を担当するカウンセラーなどとの連携が求められます。

○発達障害者の雇用に関する現状と利用

「障害者の雇用の促進等に関する法律」には、障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介などの措置を講じ、その職業生活における自立を図る「職業リハビリテーション」を推進することが示されています。ここで示されている「職業リハビリテーション」については、障害者手帳等を取得していない発達障害のある人も、「長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難」な場合と認められる場合は、支援の対象となります。「職業リハビリテーション」には、以下の内容が含まれます。

- 職業評価：**就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、就職して職場に適応するために必要な支援内容、方法等を含む、個人の状況に応じた支援計画（職業リハビリテーション計画）の作成。
- 職業指導：**就職活動を円滑に実施できるように、適切な職業選択を行ない、職場で安定して働き続けられるように、相談や助言を行なう。
- 職業準備支援事業：**職業リハビリテーション施設や事業所における作業支援、事業所見学や職業講話等の職業準備支援講座、その他通勤指導等を通じて、就職や職業生活を可能としていくための職場のルール、作業遂行力、適切な態度等基本的な労働習慣の体得及び職業に関する知識を修得するための支援。

障害者雇用を支援する機関には、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センターなどがあります。ハローワークや発達障害者支援センターを通して、必要に応じた機関とつながることが必要です。

厚生労働省が平成26年3月31日に告示した「障害者雇用対策基本方針」によれば、「発達障害、

難病等に起因する障害、高次脳機能障害等障害が多様化してきている中で、障害者を雇用に結びつけ、職場に定着させるためには、地域の福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、個々の障害者の障害の特性及び職場の状況を踏まえた専門的できめ細やかな人的支援を行なう必要がある」こと、障害種類別の配慮事項として、「発達障害又は、難病等に起因する障害、高次脳機能障害等により長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な者については、個々の障害の状況を十分に把握し、必要に応じて障害に関する職場の同僚等の理解を促進するための措置を講じるとともに、職場内の人間関係の維持や当該障害者に対して必要な援助・指導を行なう者の配置、障害状況に応じた職務設計、勤務条件の配慮等を行う」ことなどが示されました。

現在ハローワークでは、発達障害も含めて、障害特性に応じたきめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施するように求められています。

また、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムなどの各種事業、地域障害者職業センターや社会福祉法人等に配置するジョブコーチや、事業主が自らジョブコーチを配置して支援する「ジョブコーチ支援」なども発達障害を対象として実施されています。

○自己理解や必要なスキルへの対応

本人への就職への意識付けや自分の適性などに関する課題については、就職が現実的なものとして意識される4年生から始めても遅いと考えられます。大学等、もしくはそれ以前の段階から、将来の社会での自立を踏まえた取組が必要です。

なお、基本的な公共のマナーや、年齢や立場に応じたコミュニケーションの仕方、自分の苦手なことや得意なこと、また苦手なことに対する対処スキルを学んだりすることを通して、自身の障害についての理解を深め、自分に必要な支援を説明することなどは、働くことを考えたときに必要となります。

また、周りの人が不快に思わない程度のおしゃれや、身だしなみも大事な要素になります。このような内容については、在学中の早い段階から学生相談等の相談の過程を通して取り組んでおくことが必要でしょう。

○就職支援のポイント

- ・就職の時期にのみ必要な支援と、早い段階から進めておくことが望まれる支援の両方がある。
- ・本人や家族の障害に対する理解を深めていくことが必要となる。
- ・本人の特性に応じて本人が自分に合った職業を見つけられるように支援する。
- ・場合によっては、障害者手帳を取得したり、職業リハビリテーションを利用する。そのためには、地域のハローワーク、地域障害者職業センター、発達障害者支援センター等の機関とつながっておくことが必要となる。

V. 災害時の支援

災害時の支援

○学生が示す困難例

発達障害のある学生の多くが、予期せぬ事柄の理解と対応、緊急時に求められるとっさの判断、他者とのコミュニケーションが必要なパーソナルな情報へのアクセスなど、災害時に必要となる基本的な対応が苦手です。そのため、安全な場所に避難することが遅くなったり、安否の確認がとりにくい場合があります。それ以外にも、「直接的な被害を受けていなくても、災害の様子が頭から離れず、学業や日常生活に困難をきたす」「被災のストレスからこだわりが一層強くなり、行動上の問題が頻発する」「周囲が忙しくしていても、何度も同じ質問をするなどにより、周囲を苛立たせる」などの場合があります。

○留意すべき事柄

発達障害があってもなくても、災害などで見通しが持てなくなったり、周囲全体が落ち着かなくなったりした場合には、心理的ストレスを感じ、イライラし、パニックになりやすくなります。発達障害がある場合にはこのような状況にとっても敏感で、一層の混乱や、困惑が生じます。まずは、落ち着いて行動できるように、可能であれば安心感を与えること、これから何をするのかに対して見通しが持てるように説明すること、落ち着いて行動するように促すことが必要です。

ASDのように、日頃から周囲とのコミュニケーションを円滑にはかれない場合には、適切な状況把握が難しく、どのように行動する必要があるのかを考えて実行することがとても困難になります。そのため、被災時の行動の仕方をあらかじめ決めておくこと、所在や安否、被災状況を確認するための体制を構築し、本人に手順を確認しておくことが重要になります。

また、避難した後や直接被害に遭わなかった場合でも、強いストレスから普段以上に不適切な行動が多くなる、こだわりが強くなる、フラッシュバックを起こすといった場合があります。このようなストレスに対する反応は、一般の学生よりも顕著にみられます。

発達障害、とりわけASDの特徴について理解することは大事だと思いますが、このような場合に「自閉症だからしょうがない」と片付けてしまうと、益々混乱させることになりかねません。安心できるように話を聞くことや見通しが持てるように説明することが必要です。

その他にも、集団の中で生活することが困難で落ち着けないということや、周囲の状況が理解できずに不適切な言動を行ない、周囲から迷惑がられて、所定の避難所を利用できない、あるいは利用しにくくなることもあるかもしれません。このような場合、自治体によっては福祉避難所を設置している場合があることを知っておくと良いでしょう。あらかじめそのような情報を収集しておけば、学生の状況に合わせて情報を提供することが可能です。

比較的親しい知り合いが避難している場所について情報を得ておき、状況を伝えて支援してもらるように依頼し、了解が得られれば、「△△には〇〇くんたちも避難しているよ」などと伝えることによって、周囲の学生がそれとなく支援することが可能となると考えられます。

また、一斉メールなどでの問い合わせや連絡では情報が伝わっていないことがあります。このような際には、個別の電話連絡で伝える、もしくは電話連絡した際に送付したメールを確認するように促すことで解決することができるでしょう。

○災害時の支援のポイント

- ・日頃から被災時の行動の仕方を確認しておくこと、所在や、安否、被災状況を確認したりするための体制を構築し、本人に手順を確認しておく。
- ・落ち着いて行動できるように、安心感を与え、これからの見通しについて説明する。
- ・ASDの特徴として片付けてしまわずに、被災のストレスによって混乱していることを理解し、話を聞いたり、丁寧に説明することを心がける。
- ・福祉避難所の有無や場所について情報を得ておく。
- ・親しい知り合いが避難している場所について情報を収集して本人に伝える。
- ・個別に電話で伝える。もしくは電話連絡した際に送付したメールを確認するよう促す。